

各 病院 }  
診療所 } の管理者 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

令和7年度医療機能情報提供制度及びかかりつけ医機能報告制度の報告について

日頃より、本県の医療行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
標記について下記事項にご留意のうえ、ご提出いただきますようお願いします。

## 記

### 1 概要（依頼内容等）

#### （1）医療機能情報提供制度における報告

- ・医療法第6条の3に基づき、病院、診療所及び助産所は、1年に一度、1月1日時点の情報を都道府県知事へご報告いただきます。
- ・この報告の公表に関しては、県が管理する「ぎふ医療施設ポータル」により公表しておりましたが、令和6年4月からは、国が新たに構築した「医療情報ネット（ナビイ）」により公表されております。
- ・なお、令和5年度の定期報告からは、国の共通基盤である「G-MIS」を活用したオンラインによる報告が可能となっておりますので、原則オンラインによる報告にご協力をお願いします。

#### （2）かかりつけ医機能報告制度における報告【今年度から新たに追加された報告制度】

- ・令和7年4月に施行された制度であり、医療法第30条の18の4第1項に基づき、1年に一度、1月1日時点の情報を、医療機能情報提供制度と同時期に都道府県知事へご報告いただきます。
- ・かかりつけ医機能は「1号機能」と「2号機能」で構成され、「1号機能」を有する医療機関は「2号機能」についても報告が必要となります。詳細は県公式ホームページに掲載の「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」をご確認ください。
- ・医療機能情報提供制度と同様に、原則、「G-MIS」を活用したオンラインによる報告にご協力ください。ご報告いただいた内容は「医療情報ネット（ナビイ）」により公表されます。

### 2 提出期限

令和8年1月20日（火）（必着）

### 3 提出書類（※いずれもFAXでの提出は不可）

- （1）医療機能情報提供制度における報告書
- （2）かかりつけ医機能報告制度における報告書

※（1）（2）ともに、オンラインによる報告を行う場合は保健所への紙媒体又は電子媒体による提出は不要です。

### 4 提出方法

#### （1）医療機能情報提供制度における報告書

届出方法及び留意点等は、下記のとおりです。

## ア オンラインによる報告（原則）

- ・下記エの県公式ホームページの「G-MISログインページ」からログインいただき、ご提出をお願いします。

※オンラインで報告する場合は、「かかりつけ医機能報告制度における報告書」を先にG-MIS上で報告してください（下記（2）ア）。「医療機能情報提供制度における報告書」においても、かかりつけ医機能に関する項目がありますが、先に「かかりつけ医機能報告制度における報告書」をオンラインで報告しておくことで、その内容を「医療機能情報提供制度における報告書」に取り込むことができ、入力作業を省略することが可能です。

- ・システムの利用方法等の詳細は、県公式ホームページに掲載のマニュアル等をご確認ください。

※初めて利用する場合は、G-MISユーザーアカウントの登録申請が必要となりますが、今年度は報告期限までにアカウント発行ができませんので、「イ（紙媒体）」又は「ウ（電子媒体）」による報告をお願いします。

ただし、次年度以降にオンラインによる報告ができるよう、アカウント登録申請をご検討ください。

## イ 紙媒体による報告

- ・昨年度定期報告時に、「紙媒体」又は「電子媒体」で報告された施設等については、「令和7年12月15日時点の情報が記載された紙媒体の報告書」（以下「紙報告書（医）」という。）を同封しております。

※同封されておらず、紙報告書（医）が必要な場合は、所管の保健所へご連絡ください。

- ・紙報告書（医）の記載内容に変更がある場合は、紙報告書（医）を朱書訂正し、訂正したページのみを提出してください。

- ・昨年度から報告項目の変更や追加が多数あります。必ず全項目をご確認のうえ、該当項目について記入をお願いします。（空欄であっても今回新たに追加された項目の可能性がありますので、必ずご確認ください。空欄の項目に記入する場合も朱書きとしてください。）

- ・紙報告書（医）の記載内容に変更がない場合は、提出不要です。変更がない旨を所管の保健所へご連絡ください。

- ・これまで本制度に基づく報告を行ったことのない施設については、県公式ホームページから報告書様式をダウンロードしていただき、郵送で提出してください。（この場合、令和7年12月15日時点の情報が記載されていない、全項目が空欄の様式となります。）

- ・紙報告書（医）をすべてご確認ください、未記入の項目がないか、必ず確認をお願いいたします。

## ウ 電子媒体による報告

- ・紙報告書（医）の電子データ（Excelファイル）（以下「電子報告書（医）」という。）が必要な場合は、所管の保健所に下記「7 メールを送付方法」とおりメールでご依頼ください。

- ・これまで本制度に基づく報告を行ったことのない施設については、県公式ホームページから報告書様式（全項目空欄）をダウンロードしていただき、メールで提出してください。

## エ 県公式ホームページのご案内

- ・G-MISへのログイン又は新規ユーザ登録申請、報告書の様式、各種マニュアル等については、こちらの県公式ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/4222.html>

[岐阜県トップページ] → [子ども・女性・医療・福祉] → [医療]

→ [医療機関・保健所等] → [医療機能情報提供制度]



## オ その他

- ・ご報告いただいた情報は、医療法第6条の3第1項より、貴施設において閲覧に供することが義務づけられていますので、書面又は電磁的方法（インターネット、PC等モニター画面での表示等）により貴施設内に備え付けられますようお願いします。

- ・医療機能情報のうち、医療法施行規則別表第1の項第1号に掲げる基本情報（施設名称、開設者、

管理者等)に変更が生じたときは、所管する保健所へ速やかに報告してください。

また、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出についても別途手続きをしていただく必要があります。

- ・ 下記(2)の「かかりつけ医機能報告制度における報告」をしていただきますので、紙又は電子報告書(医)における「2.(1)かかりつけ医機能」の項目は記入不要です。(当該項目については下記(2)中の紙及び電子報告書(か)にて確認させていただきます。)

## (2) かかりつけ医機能報告制度における報告書

届出方法及び留意点等は、下記のとおりです。

### ア オンラインによる報告(原則)

- ・ 下記エの県公式ホームページの「G-MISログインページ」からログインいただき、ご提出をお願いします。

※オンラインで報告する場合は、「医療機能情報提供制度における報告書」よりも前に、「かかりつけ医機能報告制度における報告書」をG-MIS上で報告してください(上記(1)アに記載のとおり)。

- ・ システムの利用方法等の詳細は、県公式ホームページに掲載のマニュアル等をご確認ください。

### イ 紙媒体による報告

- ・ 昨年度の医療機能情報提供制度の定期報告時に、「紙媒体」又は「電子媒体」で報告された施設等については、『診療報酬項目の「算定回数」及び「レセプト件数」の前年度実績が記載された紙媒体の報告書』(以下「紙報告書(か)」という。)を同封しております。

※同封されておらず、紙報告書(か)が必要な場合は、所管の保健所までご連絡ください。

- ・ 紙報告書(か)の各項目についてご確認いただき、該当項目を記入(修正箇所は朱書き)のうえ、報告書の全ページを提出してください。
- ・ 未記入の項目がないか、必ず確認をお願いいたします。

### ウ 電子媒体による報告

- ・ 「かかりつけ医機能報告制度における報告書」に関しては、報告書のExcelファイルはありません。(様式データが必要な場合は、県公式ホームページに報告書様式(全項目空欄)のPDFデータを掲載していますので、そちらからダウンロードしてください。)
- ・ 電子報告書(医)と併せてメールで提出したい場合は、内容を確認し朱書きを終えた紙報告書(か)の全ページをスキャンしたPDFデータ(以下「電子報告書(か)」という。)を提出してください。

### エ 県公式ホームページのご案内

- ・ G-MISへのログイン又は新規ユーザ登録申請、報告書の様式、各種マニュアル等については、こちらの県公式ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/461776.html>

[岐阜県トップページ] → [子ども・女性・医療・福祉] → [医療]  
→ [医療機関・保健所等] → [かかりつけ医機能報告制度]



### オ その他

- ・ 1号機能を有することの条件の1つとして、報告するかかりつけ医機能の内容を院内に掲示することが必要となります。上記の県公式ホームページに掲載しているガイドライン及び掲示例をご確認ください。また、G-MISから院内掲示用の帳票を出力することができます。県公式ホームページにあるガイドライン及び報告マニュアル(G-MIS操作編)をご確認ください。
- ・ 医療法第6条の4の2において、2号機能の確保に係る体制を有することの確認を受けた医療機関の患者への説明に係る努力義務が規定されています。県公式ホームページにあるガイドラインをご確認ください。
- ・ 今回の定期報告後に報告内容の変更が生じた場合は、速やかに所管する保健所へご連絡ください。

## 5 提出先

※保健所の住所等については、別添の「提出先保健所一覧・問い合わせ先一覧」をご確認ください。

- (1) 医療機能情報提供制度における報告書
  - (2) かかりつけ医機能報告制度における報告書
- (1) (2) とともに、施設所在地を所管する保健所

## 6 問い合わせ先

※別添「提出先保健所一覧・問い合わせ先一覧」をご確認ください。

## 7 メールの送付方法

- ・所管の保健所に電子報告書（医）の送付を依頼する場合

件名：「▲▲（整理番号）●●（医療機関名）医療機能様式【送付依頼】」  
※整理番号は、郵送した封筒の右上に記載されています。  
メッセージ欄：担当者の氏名と連絡先を記入してください。

- ・所管の保健所に電子報告書（医）、（か）を提出する場合

件名：「▲▲（整理番号）●●（医療機関名）医療機能様式【提出】」  
※整理番号は、郵送した封筒の右上に記載されています。  
メッセージ欄：担当者の氏名と連絡先を記入してください。電子報告書（医）、（か）の両データを添付してください。

### 電子媒体を用いて提出する際の留意事項

- ・ファイル名は変更しないでください。電子報告書（医）はExcelファイルのまま提出してください。
  - ・変更がある場合は、セルを赤色着色した上で、その項目の情報を更新してください。
- ※初期状態の報告様式を用いる場合、セルの着色は不要です。
- ・電子媒体の返却は行いませんのでご了承ください。
  - ・電子メールの誤送を避けるため、送信後に保健所へ電話をいただくか、保健所から送信される到達メールを必ず確認してください。

※両制度の報告方法（紙か電子か）は揃えていただきますよう、お願いします。

（一方を紙で提出し、もう一方を電子で提出する、といった提出方法はお控えください。）

## 8 添付資料

- ・ 岐阜県医療整備課からのお願い（両面）
- ・ 医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度における報告を書面によって行う皆様へ
- ・ 提出先保健所一覧・問い合わせ先一覧
- ・ ヘボン式ローマ字一覧表
- ・ 紙報告書（医）及び紙報告書（か）  
（※昨年度定期報告時に、「紙媒体」又は「電子媒体」で報告された施設等）

岐阜県 健康福祉部 医療整備課 医事係  
担当係長 川田 担当 奥村、栗野  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

# 【岐阜県医療整備課からのお願い】

- ・ 今回の依頼事項は、本紙両面の2件です。
- ・ 詳細は別添通知を確認ください。

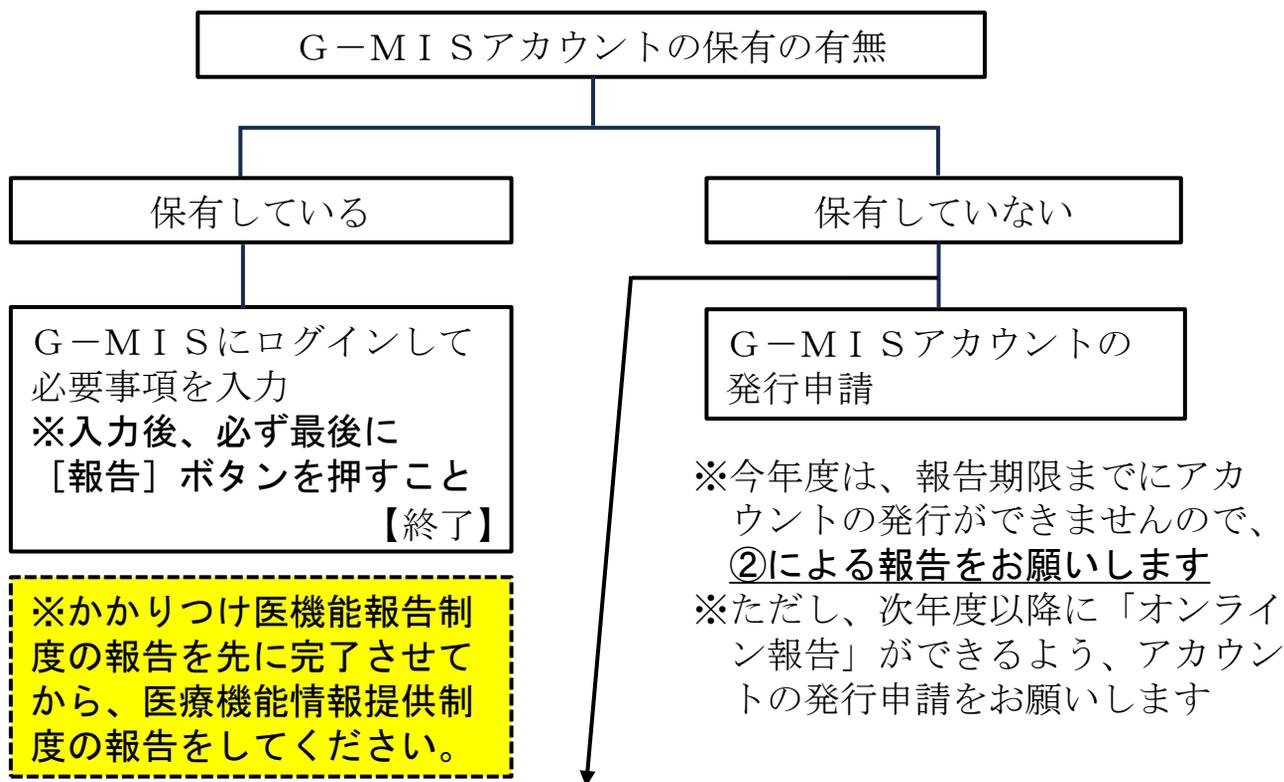
## 1 医療機能情報提供制度

- ・ 医療法第6条の3に基づき、毎年1月1日時点の貴施設の情報（診療日、診療科目、治療内容など）を県に報告するもの
- ・ 対象：病院、診療所、助産所
  - ※「企業内・施設内診療所等の患者が限定される施設」及び「出張専門の助産所」を除く
- ・ 報告方法（下記①又は②のいずれか）

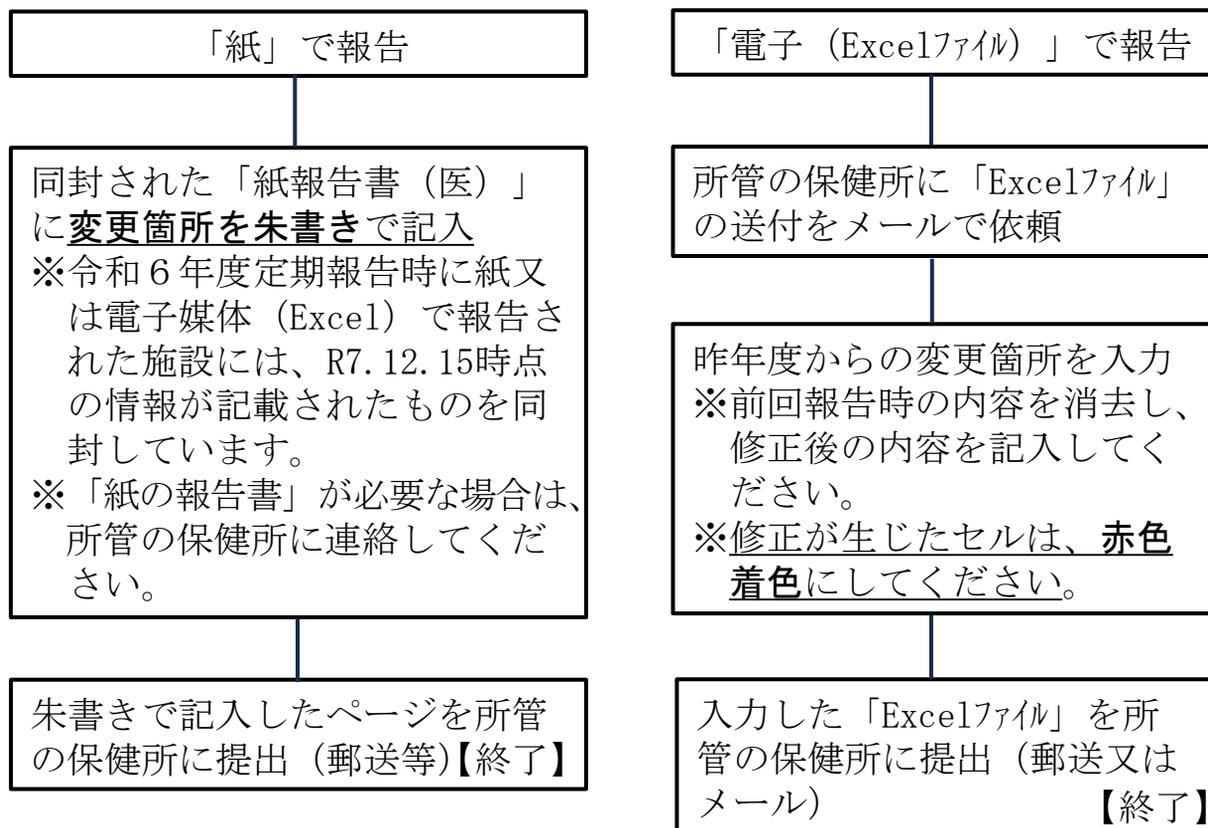
県ホームページ



### ① G-MISによるオンライン報告を行う場合



### ② 「紙」又は「Excelファイル」で報告を行う場合



# 【岐阜県医療整備課からのお願い】

- ・ 今回の依頼事項は、本紙両面の2件です。
- ・ 詳細は別添通知を確認ください。

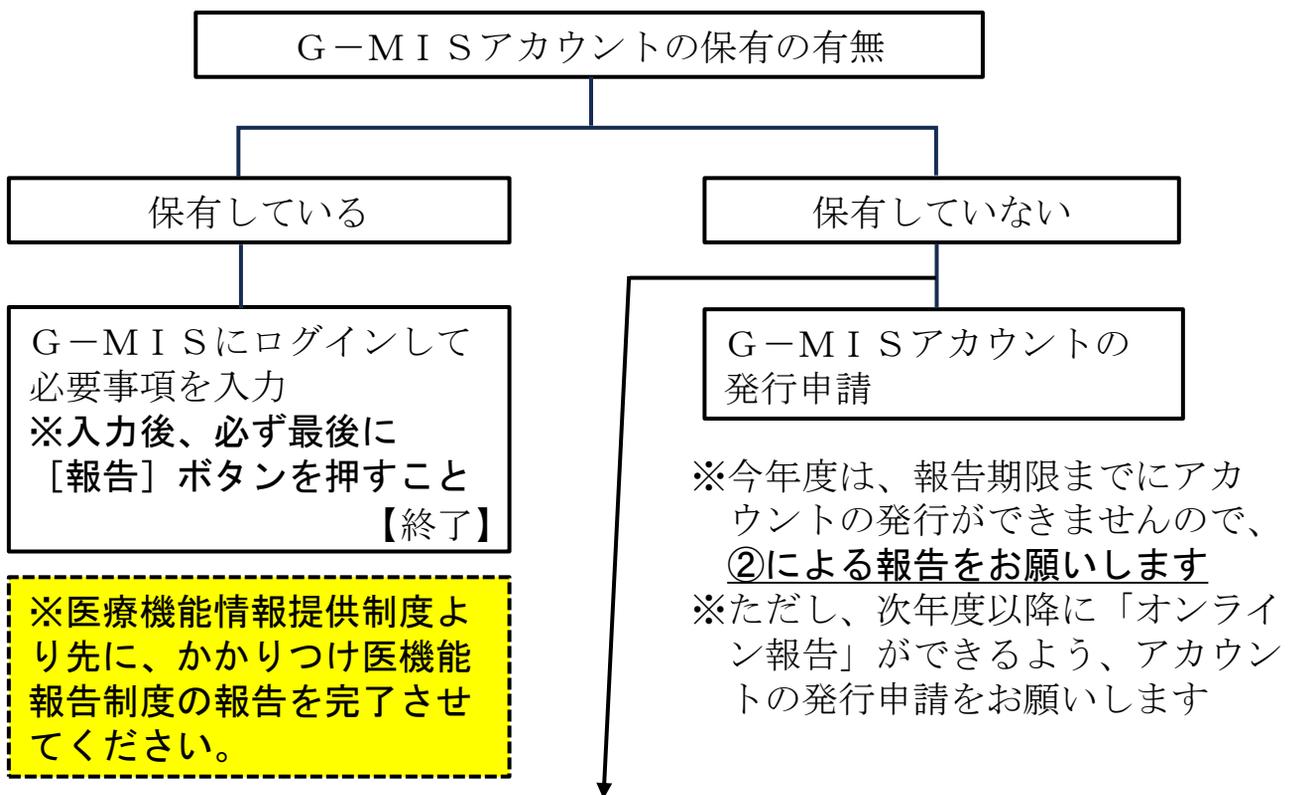
## 2 かかりつけ医機能報告制度

- ・ 医療法第30条の18の4第1項に基づき、毎年1月1日時点の貴施設のかかりつけ医機能（1号機能、2号機能）を県に報告するもの
- ・ 対象：病院、診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）  
※「企業内・施設内診療所等の患者が限定される施設」を除く
- ・ 報告方法（下記①又は②のいずれか）

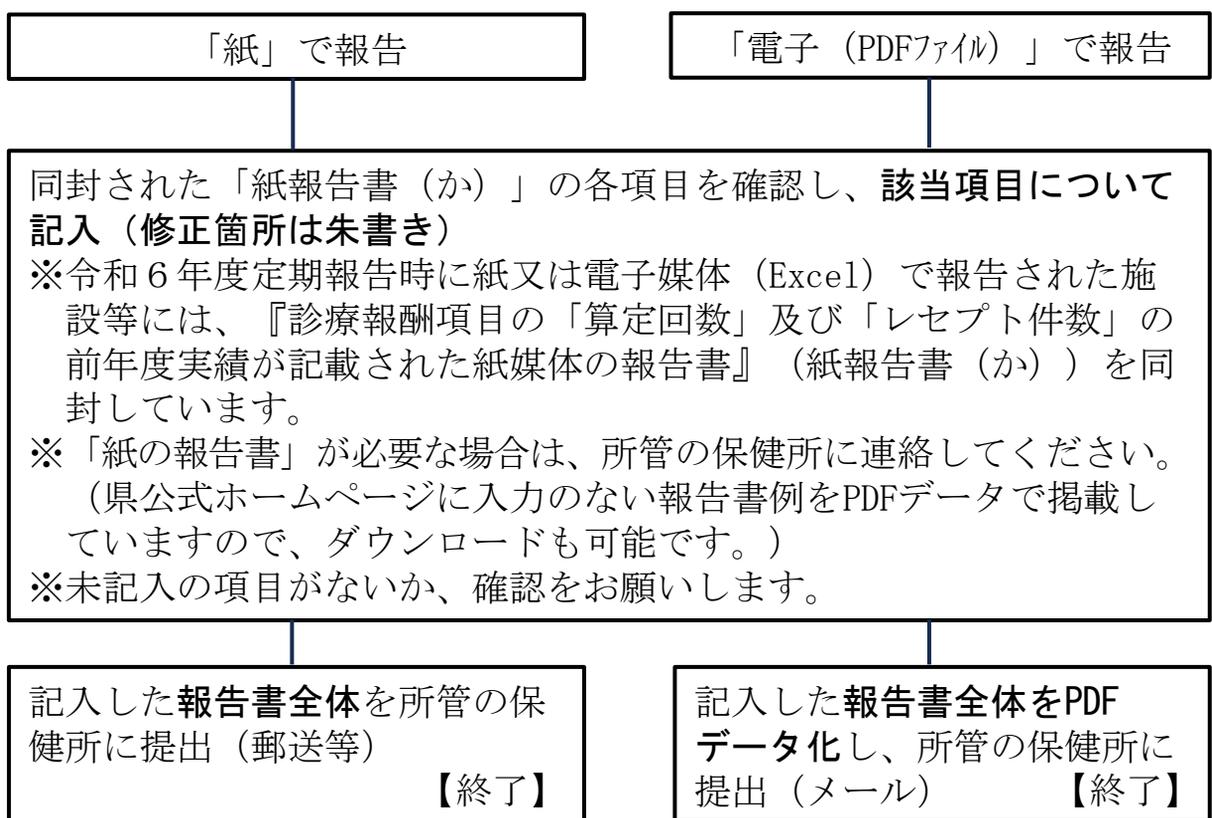
県ホームページ



### ① G-MISによるオンライン報告を行う場合



### ② 「紙」又は「PDF」で報告を行う場合



医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度・かかりつけ医機能報告制度に  
おける報告を書面によって行う  
病院・診療所・歯科診療所・助産所・薬局の皆様へ

令和7年12月22日

医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度については、令和6年1月5日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により報告が可能となったところです。また、かかりつけ医機能報告制度については、令和8年1月からG-MISにより報告が可能となるところです。

他方、病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局（以下「報告機関」という。）が、G-MISによる報告を行うことができない場合、報告機関は都道府県に対して書面により報告することになります。そして、都道府県は、医療機能情報提供制度・薬局機能情報提供制度においては、報告を受けた情報をG-MISに入力することで、当該情報を医療情報ネットにより公表します。また、かかりつけ医機能報告制度においては、報告を受けた情報をG-MISに入力することで、当該情報の確認業務を行うこととなります。

また、G-MISに入力された情報は、以下の目的で利用されることとなります。

- (1) G-MISの円滑な運営・維持
- (2) G-MISの障害を復旧するための分析・評価
- (3) G-MISの利便性向上のための分析・評価
- (4) G-MISの改善、見直し及び関連施策の立案・検討

つきましては、本書面に基づき、以上の利用目的について通知いたします。

以上



## 【提出先保健所一覧】

保健所名	連絡先	所在地等	管轄区域
岐阜市保健所 感染症・医務薬務課	電話：058-252-7187	〒500-8309 岐阜市都通 2-19 ※岐阜市保健所管内の施設の場合、調査票の電子媒体 (Excel) の請求及び提出は、県医療整備課 (c11229@pref.gifu.lg.jp) 宛てにお願いします。	岐阜市
岐阜保健所 総務課	電話：058-380-3001 メール：c22701@pref.gifu.lg.jp	〒504-0838 各務原市那加不動丘 1-1 健康科学センター	羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃保健所 総務課	電話：0584-73-1111 メール：c22703@pref.gifu.lg.jp	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
関保健所 総務課	電話：0575-33-4011 メール：c22705@pref.gifu.lg.jp	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	関市、美濃市、郡上市
可茂保健所 総務課	電話：0574-25-3111 メール：c22706@pref.gifu.lg.jp	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井大脇 2610-1 可茂総合庁舎	美濃加茂市、可児市、加茂郡、可児郡
東濃保健所 総務課	電話：0572-23-1111 メール：c22708@pref.gifu.lg.jp	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那保健所 総務課	電話：0573-26-1111 メール：c22709@pref.gifu.lg.jp	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	中津川市、恵那市
飛騨保健所 総務課	電話：0577-33-1111 メール：c22710@pref.gifu.lg.jp	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	高山市、飛騨市、下呂市、白川村

## 【問い合わせ先一覧】

- ・上記の管轄する保健所（土日祝日・年末年始を除く平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
  - ・岐阜県医療整備課 電話：058-272-8265（土日祝日・年末年始を除く平日 8 時 30 分～17 時 15 分）
  - ・厚生労働省 G-M I S 事務局 電話：050-3355-8230（土日祝日・年末年始を除く平日 9 時 00 分～17 時 00 分）
- ※G-M I S のシステム操作に関するお問い合わせは、上記の厚生労働省 G-M I S 事務局までお願いします。



## ヘボン式ローマ字一覧表

あ a	い i	う u	え e	お、おう、おお o
か ka	き ki	く ku	け ke	こ、こう ko
さ sa	し shi	す su	せ se	そ、そう so
た ta	ち chi	つ tsu	て te	と、とう to
な na	に ni	ぬ nu	ね ne	の、のう no
は ha	ひ hi	ふ fu	へ he	ほ、ほう ho
ま ma	み mi	む mu	め me	も、もう mo
や ya		ゆ yu		よ yo
ら ra	り ri	る ru	れ re	ろ ro
わ wa		を o		ん n (m)

が ga	ぎ gi	ぐ gu	げ ge	ご、ごう go
ざ za	じ ji	ず zu	ぜ ze	ぞ、ぞう zo
だ da	ぢ ji	づ zu	で de	ど、どう do
ば ba	び bi	ぶ bu	べ be	ぼ、ぼう bo
ぱ pa	ぴ pi	ぷ pu	ぺ pe	ぽ、ぽう po
きゃ kya		きゅ kyu		きょ、きょう kyo
しゃ sha		しゅ、しゅう shu		しょ、しょう sho
ちゃ cha		ちゅ、ちゅう chu		ちょ、ちょう cho
にゃ nya		にゅ、にゅう nyu		にょ、にょう nyo
ひゃ hya		ひゅ、ひゅう hyu		ひょ、ひょう hyo
みゃ mya		みゅ、みゅう myu		みょ、みょう myo
りゃ rya		りゅ、りゅう ryu		りょ、りょう ryo
ぎゃ gya		ぎゅ、ぎゅう gyu		ぎょ、ぎょう gyo
じゃ ja		じゅ、じゅう ju		じょ、じょう jo
びゃ bya		びゅ、びゅう byu		びょ、びょう byo
ぴゃ pya		ぴゅ、ぴゅう pyu		ぴょ、ぴょう pyo

※太文字は間違いやすいヘボン式ローマ字です

…注意事項…

※単語の1文字目は大文字で記載し、2文字目以降は小文字で記載してください。

※発音ヘボン式ではb・m・pの前にnの代わりにmをおく。

Namba → 難波(なんば)、Homma → 本間(ほんま)、Sampei → 三瓶(さんぺい)

※促音子音を重ねて示す。

Hattori → 服部(はっとり)、Yakkyoku → 薬局(やっきょく)

ただし、チ(CHI)、チャ(CHA)、チュ(CHU)、チョ(CHO)音に限り、その前に「t」を加える。

Hatcho → 八町(はっちょう)

※長音長音(ー)に対するローマ字は不要です。(前の母音で代用されます)

“オウ”、“オオ”はou、ooではなくoと表記

太郎 → Taro(たろう)、大垣 → Ogaki(おおがき)

※その他「ウウ」の発音になる文字は「u」一文字で表す。

日向 → Hyuga(ひゅうが)

※「ファ行」は「F」を使用する。

ファミリー → Family

※間違いやすいヘボン式ローマ字

「し」→「shi」、「ち」→「chi」、「つ」→「tsu」、「ぢ」→「ji」、「づ」→「zu」、「じゅ」→「ju」、

「じ」→「ji」、「ず」→「zu」、「しょ」→「sho」、「ちゅ」→「chu」、「ちょ」→「cho」、

「ふ」→「fu」